

○南城市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南城市スポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 本市の小学生、中学生及び高校生（南城市内に住所を有する者）が運動競技（スポーツ）・文化活動等参加のため県内北部離島及び県外等へ派遣される場合において、当該派遣が次の各号のいずれかに該当するときは、限度額の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 運動競技（スポーツ）は、教育活動の上部団体等（地区小学校体育連盟、島尻地区及び沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高体連、高野連）並びに沖縄県体育協会加盟競技団体が主催又は共催する大会の成績により派遣又は推薦されるもの（別表第1を参考）、ただし、高校生の場合は、主催のみ補助の対象とする。
 - (2) 文化活動は、その文化的教育活動の上部団体等（島尻地区及び沖縄県中学校文化連盟、沖縄県高文連）が主催又は共催する（高校生の場合は主催のみ。）大会において派遣又は推薦されるもの（別表第2若しくは別表第3を参考）
 - (3) 派遣人員は、大会要項に基づく登録メンバー及び文化活動の大会において派遣又は推薦される者を対象とする。この場合において、監督等については大会要項に基づく登録メンバー表に記載されている監督、コーチ、マネージャー等（以下「引率者」という。）をいう。
 - (4) 引率者の数は、1団体につき選手が10人以内の場合は1人、11人以上の場合は2人とし、必要に応じて責任者1人を加えることができる。ただし、授賞式のみ参加の場合は、補助しないものとする。
- 2 前項以外の個人又は団体の大会等の派遣については、これを補助しないこととする

(補助の回数)

第3条 前条の規定により派遣又は推薦される個人及び団体への補助は、主催又は共催が異なる大会等毎に、原則として当該年度1回を限度とする。ただ

し、当該大会で優秀な成績を納め、上位大会に派遣又は推薦される場合は、この限りでない。

(補助の対象及び補助金の算出)

第4条 第2条の規定に基づき、補助の対象となる経費及び補助金の額は、次の各号に掲げる規定により算出する。

- (1) 補助の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）は、ホテルパック料金又は航空賃、宿泊料及び船賃とし、目的地までの最小経費とする。ただし、派遣団体からの助成金等がある場合は、その助成額を控除した額を補助対象経費とする。
- (2) 補助の対象となる派遣日数は、2泊3日以内とする。
- (3) 登録メンバー表に他市町村の選手が入っている場合、監督等の経費は下記のとおり算出方法で補助対象経費を決める。ただし、高校生の派遣の場合は補助しないものとする。
監督等の経費×(南城市内の登録メンバーの数/全体の登録メンバーの数)＝補助対象経費
- (4) 補助金の額は、小・中体連及び中文連主催の場合は1人当たり補助対象経費の全額、それ以外の主催又は共催の場合は2分の1相当額以内とする。ただし、高校生の派遣の場合、宿泊を要する県内離島開催は、1万円、県外等で開催される大会で、九州は2万円、それ以外は3万円とし、自己負担額が補助金額以下の場合は、その負担額とする。
- (5) 国外派遣の場合は、当該大会1人当たり補助対象経費を全額補助する。ただし、限度額を10万円とする。
- (6) 団体競技における補助金の額は、1競技につき国内派遣は100万円、国外派遣は140万円を限度額とする。ただし、国内派遣の一人当たり補助金合算額が100万円を超える団体については、実績に基づき、100万円を超える額に2分の1を乗じて得た額を加算した額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に大会等の7日前（土日祝祭日を除く。）までに提出しなければならない。ただし、申請書提出の怠慢や不注意によるものを除き、やむを得ない事情により提出できない場合においては、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査して補助金の交付の可否を決定し、スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助金の交付等）

第7条 補助金は、当該事業終了後速やかにスポーツ・文化活動の県内外等派遣に関する補助金交付要綱に係る実績報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

なお、申請者が希望する場合は、前条の規定により決定した補助金の額の範囲内で補助金の概算払いをすることができる。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の実績報告書を審査して補助金を確定し、スポーツ・文化活動県内外等派遣費補助金確定通知書（様式第4号）により通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金額が確定をしたときは、速やかに交付するものとする。ただし、前条後段により概算払いをした場合は、精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額を返納させるものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた者が、その目的外の使用又は偽り等の不正な手段により補助金交付の決定を受けたときは、市長は、交付決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年1月1日から施行し平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の適用の日の前日までに、なされた手続その他の行為は、合併前の佐敷町内の児童・生徒及び社会教育関係団体の県外派遣補助金等交付要綱（平成13年7月24日施行）、知念村立小中学校児童生徒の派遣に関する補助金交付規程（平成9年知念村教育委員会規程第2号）、玉城村児童・生徒等派遣補助金交付規程（昭和 年 月 日施行）、大里村内団体の県外・島外派遣に関する補助金交付要領（平成16年4月1日適用）の規定による。

別表第1（第2条関係）

- | |
|---|
| 1 運動競技については、地区小学校体育連盟、島尻地区及び沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高体連、高野連が主催又は共催した（高校生の場合は主催のみ。）県大会において、団体については優勝、準優勝、3位及び県大会の要項に基づき派遣又は推薦されるもの、個人については派遣基準を上回り、派遣又は推薦されるもの |
| 2 日本代表若しくは日本代表選抜チーム又は沖縄代表若しくは沖縄県選抜チームの一員として派遣又は推薦されるもの |
| 3 市が推薦する大会で市代表として派遣又は推薦されるもの |

別表第2（第2条関係）

- | |
|---------------------------------------|
| 1 合唱・リコーダー・吹奏楽・マーチング・ダンス競技等で金賞を受賞したもの |
| 2 技術や技能等の大会等で受賞し、派遣又は推薦されるもの |

別表第3（第2条関係）

弁論大会・作文・絵画・自然・科学・観察等において最優秀賞・優秀賞の成績を納め、派遣又は推薦されるもの
--

別表第4（第4条関係）

ホテルパック料金 宿泊料	ホテルパック料金及び宿泊料は、朝食代及び夕食代を含めるものとする。
-----------------	-----------------------------------